平成２１年（フ）第２３０６号
京都市南区久世殿城町280番地１　ブレドール向日町東205号
債務者　村上　裕恵
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２５８号
奈良市押熊町388番地の４　ガーデンハウス平城103号
債務者　瀬藤　宏一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７９４号
奈良市大宮町４丁目273番地の１　奈良スカイハイツ706号
債務者　村上　知衣
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８３３号
奈良市高畑町1201番地の１
債務者　長﨑千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２６２号
広島県竹原市本町２丁目13番13―３号
債務者　栄健商事こと　御宿　健作
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２６６号
広島県呉市焼山政畝２丁目８番２号
債務者　住吉　直美（旧姓臼井）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４６３号
山口県下関市神田町２丁目13―17、住民票上の住所山口県下関市彦島杉田町１丁目６番30―20号　三菱重工弟子待３号アパート
債務者　山口　明美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
山口県下関市梶栗町２丁目３番Ｒ６―101号市営松風荘
債務者　中村千恵美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６６３号
青森市長島４丁目１番５号　小林アパート
債務者　北澤　　幸
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
兵庫県伊丹市西野８丁目５番地　県住小松原６―169号
債務者　魚住　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４９６号
兵庫県川西市丸山台２丁目２番地の96、前住所兵庫県川西市小花１丁目18番１号
債務者　松村　尚子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１２号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目25番１号サンヴィレッジ宝塚Ｅ―101、前住所兵庫県宝塚市安倉中２丁目12番15号
債務者　浦西　千景
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１６６号
山口県岩国市青木町１丁目８番10号
債務者　濵重　智行
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１９号
福岡県築上郡築上町大字上別府141番地５
債務者　吉留　玉代
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
北海道虻田郡倶知安町南４条東４丁目２番地75　小野塚倉庫内
債務者　根津　克好
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第５６号
北海道岩内郡共和町梨野舞納24番地20　ハイツ24―１号室、住民票上の住所北海道岩内郡共和町梨野舞納24番地20
債務者　太田　　殖
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第８１９号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町２丁目22番16号
債務者　大竹　正幸
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部